

東部健康福祉センターだより

～誰もが心身ともに健やかに暮らせる地域のために～
<第30号(平成25年9月24日(火)発行)>

静岡県東部健康福祉センター(東部保健所)発行
〒410-8543 沼津市高島本町1番地の3
(電話)055-920-2075 (FAX)055-920-2191

静岡県東部健康福祉センター

検索

9月24日～30日は「結核予防週間」です!

◆結核ってどんな病気?

咳やくしゃみで結核菌が飛び散り、それを周りの人が**吸い込む**ことで起こる**感染症**です。

◆過去の病気ではありません

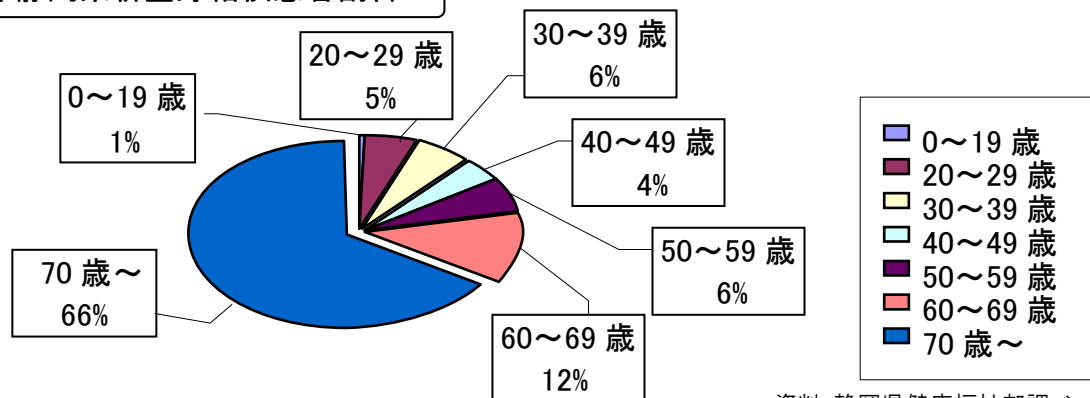
現在も、全国で1日平均62人の新しい患者が発生し、6人が命を落としています。
重大な感染症の一つですが、**確実な服薬治療**で治ります。

◆発病には時間がかかります

多くは感染後、6ヵ月～2年で発病しますが、10年以上経って発病する人もいます。
特に、高齢者では、若い頃に感染し、体の中で眠っていた結核菌が、抵抗力が落ちるに
したがって目を覚まし、結核を発症することがあります。

結核患者は高齢者に多いですが、どの年代の方も感染する可能性があります。

平成23年静岡県新登録結核患者割合



【結核の予防には】

★定期健診の受診

無症状でも発見されることがあります。

★健康的な生活

抵抗力を落とさないことが大切です。
規則正しい生活をし、バランスの取れた食事、十分な睡眠をとりましょう。

◆こんなときは病院へ

- ・せきが2週間以上続く
- ・微熱が続いている
- ・痰が出る
- ・体がだるい
- ・急に体重が減る



【お問い合わせ】 地域医療課 (電話)055-920-2109 (FAX)055-920-2194



動物の愛護及び管理に関する 法律が改正されました



改正動物愛護管理法では、動物の飼い主は、その動物が命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の責任があることが法律上明確にされました。
平成25年9月1日より施行されています。

動物愛護管理法の改正の主なポイント

☆終生飼養の徹底

終生飼育に反する理由による引取りは拒否する場合があります。

(例：ペットが飼えなくなり、新しい飼い主を探すことなく
引取りの申し出をした・・・等)

☆動物取扱業者による適正な取扱いの推進

個体管理の徹底。販売時の現物確認と対面説明の義務等。

☆罰則強化

(例：みだりな殺傷・・・200万円以下の罰金等、
遺棄・・・100万円以下の罰金)

詳しくは下記までお問い合わせください。



飼い主のみなさまへ

飼い主であることを 明らかにしましょう

狂犬病予防法では、犬の所有者は市町村長へ登録を申請し、狂犬病の予防接種を毎年一回受けさせる義務があります。また、交付された鑑札や注射済票はその犬に装着しなければなりません。首輪等に必ず装着しましょう。

飼い主には、飼っている動物の所有を明らかにする責任があります。この所有の明示については、名札、マイクロチップ等の方法があります。

このうち、マイクロチップについては、皮下に埋め込むことから、名札や首輪のように外れたり、とれたりする心配がありません。平常時の逸走だけでなく、緊急災害時等で行方不明になった時でも発見しやすくなります。

災害時のことを 考えましょう

災害時、飼っている動物の命を真っ先に守ることができるのは飼い主です。

日頃より、飼っている動物用の水・餌等の備蓄や、動物をケージに入れ避難する訓練等、災害時のことを考えた準備をしておきましょう。

飼い犬・猫がいなくなってしまった時も、東部保健所とお住まいの市町担当課、警察署会計課に連絡してください。

